

## 参 考 資 料

- 「第5回自然環境保全基礎調査要綱 海辺調査（民間団体委託分）」  
(1994 環境庁自然保護局)
- 「第5回自然環境保全基礎調査要綱 海辺調査」  
(1995 環境庁自然保護局)
- 「(別冊) 第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査 コード一覧等」  
(環境庁自然保護局)



目 次

海辺調査要領	1
海辺調査実施要領	6
I. 海辺環境調査	6
I-1. 浅海域環境調査	7
<別紙1>浅海域環境図作成要領	38
<別紙2>浅海域環境図帳作成要領	42
<別紙3>浅海域環境調査報告書作成要領	44
I-2. 海辺利用・法指定等状況調査	48
<別紙4>海辺利用・法指定等状況図作成要領	73
<別紙5>海辺利用・法指定等状況図帳作成要領	75
<別紙6>海辺利用・法指定等状況調査報告書作成要領	76
I-3. 海岸改変状況調査	78
<別紙7>海岸資料図作成要領	79
<別紙8>海岸資料図帳作成要領	82
II. 海辺生物調査	84
<別紙9>海辺生物調査報告書作成要領	113



# 第5回自然環境保全基礎調査要綱

## 海 辺 調 査

(民間団体委託分)

1 9 9 4

環境庁自然保護局



# 海辺調査要綱

## 1. 目的

陸域の湿地調査に対応する海域の調査として、浅海域の抽出とその概要把握を行うとともに、全国の海辺の利用・法指定等状況及び海岸線の改変状況を調査する。また、あわせて海岸域における生物の生息状況及び生息環境を調査する。

## 2. 調査概要

海辺調査は以下の3つの調査から構成される。

### (1) 浅海域分布調査

浅海域分布図を作成し、海辺における浅海域の分布状況等を把握する調査。

### (2) 海辺環境調査

全国の海辺に関する調査を行い、4種類の海辺環境図及び各調査票等を作成し、海辺の概況を把握する調査。海辺環境調査は、浅海域環境調査、海辺利用・法指定等状況調査及び海岸改変状況調査の3つの調査からなる。

### (3) 海辺生物調査

海岸域の生物について、生息状況及び生息環境を把握する調査。

## 3. 調査実施者

以下の調査は、国が民間団体に委託して実施する。

浅海域分布調査

海辺環境調査のうち海岸改変状況調査の一部

以下の調査は、国が都道府県に委託して実施する。

海辺環境調査のうち浅海域環境調査

海辺利用・法指定等状況調査

海岸改変状況調査の一部

海辺生物調査

## 4. 調査対象地域

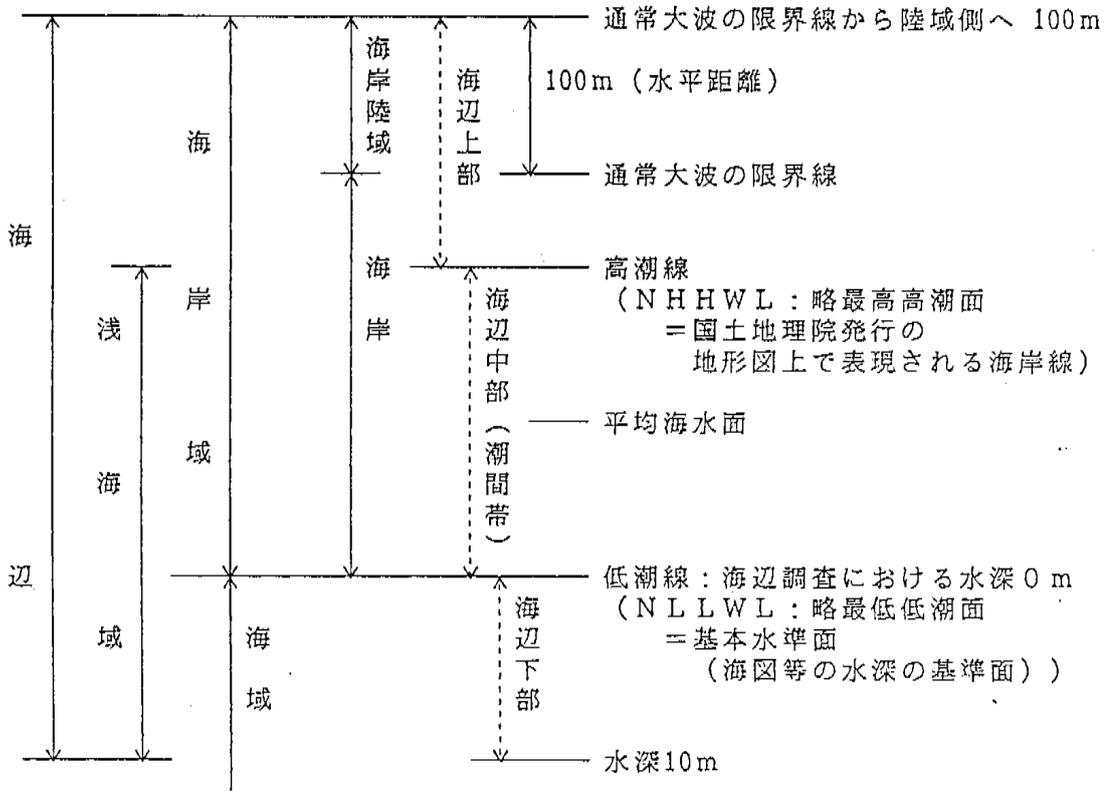
日本沿岸全域を調査対象とする。基本的には沿岸部を擁する39都道府県が対象となるが、造礁サンゴ生育域については、沖縄県、鹿児島県、宮崎県、大分県、熊本県、長崎県、高知県、愛媛県、徳島県、島根県、和歌山県、三重県、静岡県、神奈川県、東京都及び千葉県を対象とし、マングローブ林については、鹿児島県及び沖縄県を対象とする。

## 5. 深さの基準

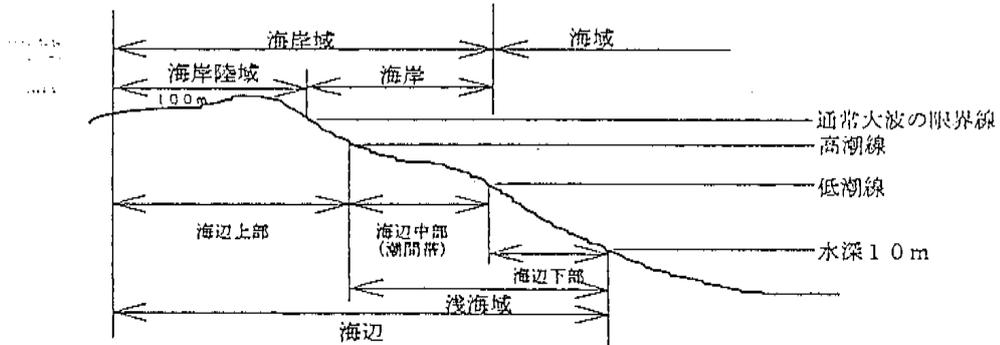
深さの基準は、海上保安庁水路部刊行の海図と同様に、基本水準面（略最低低潮面、Nearly Lowest Low Water Level: NLLWL）を0mとする。

6. 用語の定義

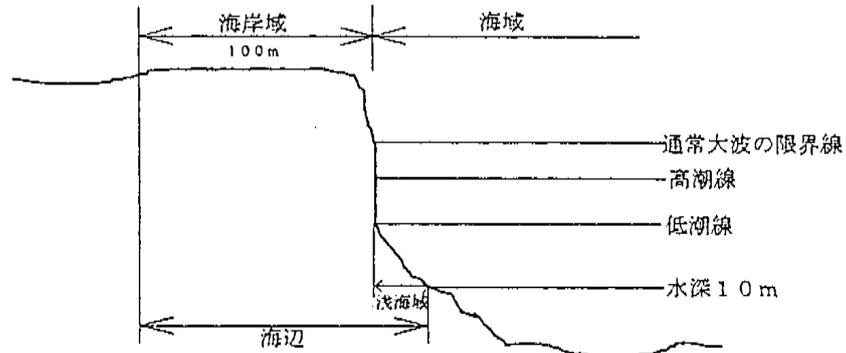
海辺調査において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。それぞれの潮位等の関係を図に示す。



・砂浜海岸の場合



・海食崖の場合



(1) 海辺

海辺とは、水深10mを下限とし、後背する陸域の、通常大波の限界線より陸域側へ100mの線を上限とする範囲とする。

(2) 高潮線

略最高高潮面 (Nearly Highest High Water Level: NHHWL) における水陸の境界線を高潮線とする。国土地理院発行の地形図に描かれている海岸線は高潮線である。

(3) 低潮線

略最低低潮面 (NLWL、基本水準面) における水陸の境界線を低潮線とする。

(4) 浅海域

浅海域とは、海辺のうち水深10mを下限とし、高潮線を上限とする範囲とする。後述の海辺中部と海辺下部を合わせた区域である。

(5) 海辺上部

海辺のうち、高潮線より陸側の区域のことをいう。

(6) 海辺中部

海辺のうち、高潮線と低潮線で挟まれた区域、いわゆる「潮間帯」のことをいう。

(7) 海辺下部

海辺のうち、低潮線と水深10mの等深線で挟まれた区域をいう。

(8) 海岸

低潮線と通常大波の限界線に挟まれた範囲をいう。

(9) 海岸陸域

通常大波の限界線より陸側 100mまでの範囲をいう。

(10) 海岸域

海岸及び海岸陸域の範囲をいう。

(11) 海域

低潮線より沖側の範囲をいう。

7. 調査範囲

原則として海辺の範囲とする。なお、河口部については前述の海辺の定義に該当する部分は調査範囲とする。

但し、浅海域環境調査については、浅海域の部分（高潮線～水深10mまで）のみを対象にする。なお、河口部については、河川法の規定（河川法適用外の河川にも準用）による「河川区域」の最下流部より海側へ水深10mまでを浅海域とする。

8. 調査実施期間

浅海域分布調査については、平成6～7年度に実施する。海辺環境調査及び海辺生物調査については、平成7～8年度に実施する。ただし、海辺環境調査のうち海岸改変状況調査の民間委託分については、平成8～9年度に実施する。

9. 調査方法

海辺調査を構成する3つの調査の調査方法は以下のとおりとし、詳細は海辺調査実施

要領に従う。

(1) 浅海域分布調査

「沿岸の海の基本図」、「海図」とともに、各都道府県より最新の海底地形・底質及び人工構築物等に関する資料を収集し、水深10mまでの等深線、底質、変化した海岸線等についての情報を把握して国土地理院発行の最新の「1/2.5万地形図」に記入し、浅海域分布図を作成する。浅海域分布図をもとに浅海域の面積測定を行い、集計結果を浅海域分布調査報告書にとりまとめる。

(2) 海辺環境調査

第4回海域生物環境調査結果、海辺に係る既存資料等を用いて、以下の3つの調査を実施し、浅海域分布図を基図として、浅海域環境図（地形条件区分図）、浅海域環境図（生物相条件区分図）、海辺利用・法指定等状況図、海岸改変状況図の4種類の海辺環境図を作成するとともに、調査結果を各報告書にとりまとめる。

① 浅海域環境調査

浅海域の環境条件について、地形条件及び生物相条件の観点から調査し、浅海域環境図（地形条件区分図、生物相条件区分図）を作成する。さらに、浅海域環境図及び収集資料をもとに、浅海域の環境条件の分布及び特性把握を行い、浅海域環境調査報告書にとりまとめる。

② 海辺利用・法指定等状況調査

海辺の利用、法指定等状況について調査し、海辺利用・法指定等状況図を作成する。さらに、海辺利用・法指定等状況図及び収集資料をもとに、海辺利用・法指定等の状況把握を行い、海辺利用・法指定等状況調査報告書にとりまとめる。

③ 海岸改変状況調査

海岸域の改変状況等について調査し、海岸改変状況図を作成する。さらに、海岸改変状況図及び収集資料をもとに、海岸改変状況の把握を行い、海岸改変状況調査報告書にとりまとめる。

このうち、海岸改変状況に関する資料収集の一部（海岸資料図の作成）を都道府県が行い、それら収集資料及びその他既存資料を用いて民間団体が調査を行う。

(3) 海辺生物調査

調査地区を、各都道府県ごとに概ね3ヶ所設定し、年2回、大潮の干潮時に方形枠を用いた潮上帯及び潮間帯の生物のトランセクト調査を実施し、調査結果を海辺生物調査報告書にとりまとめる。

## 10. 調査結果のとりまとめ

調査実施者は調査結果を、各作成要領等に従い以下の図帳及び報告書にとりまとめる。

### (1) 浅海域分布調査

- 1) 浅海域分布図帳 ※
- 2) 浅海域分布調査報告書 ※

### (2) 海辺環境調査

#### ① 浅海域環境調査

- 1) 浅海域環境図帳
- 2) 浅海域環境調査報告書

#### ② 海辺利用・法指定等状況調査

- 1) 海辺利用・法指定等状況図帳
- 2) 海辺利用・法指定等状況調査報告書

#### ③ 海岸改変状況調査

- 1) 海岸資料図帳
- 2) 海岸改変状況図帳 ※
- 3) 海岸改変状況調査報告書 ※

### (3) 海辺生物調査

海辺生物調査報告書

※については民間団体、それ以外については都道府県がとりまとめる。

## 11. 調査結果の報告

調査実施者は、調査結果をとりまとめ、各報告書及び各図帳各2部（正本、写各1部）を各作成要領により作成し、当該年度の3月末日までに環境庁自然保護局長あてに提出する。

## 海辺調査実施要領

〈通則〉

第5回自然環境保全基礎調査海辺調査は、この実施要領に従って実施する。

## Ⅰ．浅海域分布調査

### 〈調査のねらい〉

種々の情報を書き込む海辺環境図の基図となる浅海域分布図を作成するとともに、浅海域の分布状況等を把握する。

### 〈調査内容及び調査方法〉

#### 1. 「地形図」、「海図」及び「沿岸の海の基本図」の収集

国土地理院発行の最新の「1/2.5万地形図」、海上保安庁水路部刊行の最新の「海図」及び同「沿岸の海の基本図」を収集する。

#### 2. その他資料収集

各都道府県より、「海図」、「沿岸の海の基本図」以外の、海底地形・底質、人工構築物及び河川区域に関する既存資料の収集を行う。

平成5年度に、環境庁自然保護局自然環境調査室が作成した「海辺に関する資料の所在についての一覧表」及び海上保安庁水路部作成の沿岸域の海洋情報（『所在情報管理システム』フロッピーディスク版）に掲載されている最新の既存資料、最新の「海図」及び「沿岸の海の基本図」刊行以降に深淺測量・底質調査によって作成された最新の海底地形図、底質図等並びに最新の空中写真を収集する。また、最新の「1/2.5万地形図」の発行以降に建設された突堤、離岸堤等の人工構築物及び平成8年までに建設完了予定の人工構築物の計画図面等も対象とする。このほか、河川区域に関する図面等を収集する。なお、資料対象の図面の縮尺は、1/2,500～1/50,000を原則とする。対象となる参照図面の例を以下に示す。

〈浅海域分布調査において参照すべき既存資料の例（ ）内は作成機関〉

- ・北海道漁場図（北海道水産部）
- ・沿岸海域地形図（国土地理院）
- ・沿岸海域土地条件図（国土地理院）
- ・〇〇湾深淺測量（〇〇県水産部）
- ・〇〇漁港深淺測量（〇〇県水産部）
- ・平成5年度海辺調査に関する資料の所在についての一覧表  
（環境庁自然環境調査室）
- ・所在情報管理システム（海上保安庁水路部）
- ・河川台帳図（建設省工事事務所、都道府県土木部、〇〇県〇〇土木事務所等）
- ・河川区域図（都道府県土木部、〇〇県〇〇土木事務所等）
- ・その他

但し、収集資料の使用優先順序は、「沿岸の海の基本図」を使用を基本とするが、区域について重複する資料については年度の新しいものを使用する。

#### 3. 浅海域分布図（素図）の作成

浅海域分布図（素図）（以下「素図」と称す。）の作成は、〈別紙1〉浅海域分布図作成要領に従うものとする。

#### 4. 作成図面の確認

調査実施機関は、「素図」の青焼きを各都道府県に送付する。都道府県は、記載内容に誤りがあれば、該当する箇所を赤ボールペンで修正し、調査実施機関へ返送する。

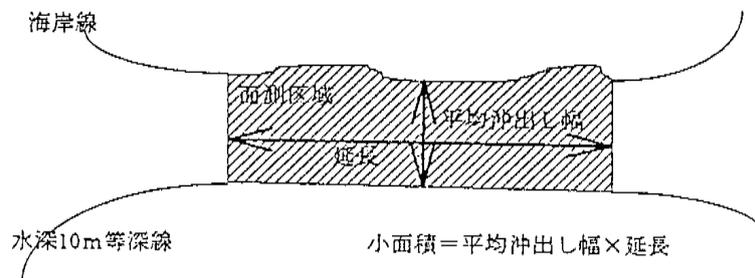
#### 5. 浅海域分布図の作成

各都道府県により修正された「青焼き素図」を基に「素図」を修正し、浅海域分布図を作成する。作成した浅海域分布図は、フィルム（スターマツトDX、S300等）に複写する。

#### 6. 浅海域の面積集計

浅海域分布図をもとに、各都道府県別に地図番号・海域区分・市町村毎に浅海域の面積測定（以下「面測」と称す。）を行う。

面積は、浅海域分布図上の浅海域を、海辺中部と海辺下部に分けて、日林協式点格子板、またはプラニメータを用いて読み取るものとする。なお小面積の区域にあたっては、平均沖出し幅×延長による概算値としてさしつかえない。



#### 7. 調査結果のとりまとめ

- (1) 浅海域分布図を、＜別紙2＞浅海域分布図帳作成要領に従い編綴する。
- (2) 浅海域の面積集計結果、使用資料等について、＜別紙3＞浅海域分布調査報告書作成要領に従いとりまとめる。

<別紙 1 >

浅海域分布図作成要領

〈作成方法〉

1. 浅海域分布図の原図は、必ず国土地理院発行の最新の 1/2.5万地形図（以下、地形図と称す。）をフィルム（スターマットDX、S300等）に複写して作成する。
2. 地形図に表現された範囲が複数都府県にまたがる場合は、該当する各都府県についてそれぞれ原図を作成する。その際、他都府県の範囲に、黒インクで粗いハッチを施し当該都府県の範囲と区別する。地形図において、都府県界が、浅海域分布図に表現する最深の等深線に至るまで描画されていない場合は、原則として、海岸線に直行する方向に界線があるものとみなす。
3. 使用インクは、整飾部については黒インク、記号については薄黒インクとする。なお薄黒インクは黒インクを適量の水で薄め、硬化剤を加えて作成する。
4. 原図への表示内容については、以下の図式及び作業方法並びに浅海域分布図参考例に従うものとする。
5. 収集した図面資料からの移写を行う際には、必要に応じ、図面を 1/2.5万の縮尺に拡大・縮小した後に行う。

〈図式及び作業方法〉

1. 整飾

(1) 地図番号

標準地域メッシュによる 2 次メッシュコード（6桁）を記入する。地形図によってメッシュコードが複数にまたがる場合は、若い番号順に複数のメッシュコードを記入する。

(2) 作成年度

作成した年度を西暦で記入する。

(3) 都道府県名

作成図面の属する都道府県名 1 つを記入する。

(4) 行政コード・市町村名

当該地形図に出現するすべての市町村の「行政コード（5桁）」及び「市町村名」を記入する（「行政コード」については、自治省編「全国地方公共団体コード」に基づくコードを参照のこと。）。

(5) 潮位関係

各地形図を代表する沿岸の 1 地点の平均海水面と基本水準面の関係を海上保安庁水路部刊行の「沿岸の海の基本図」、同図が刊行されていない海域については海上保安庁水路部刊行の「海図」にならい、『基本水準面（0 m）は平均海水面下 \_\_\_\_ m である。』の形で記入する。あわせて、使用した資料の名称、作成機関及び発行年月等を記入する。また、東京湾中等潮位（TP）も含め、潮位関係図を描画する。

(6) 凡例

等深線及び底質記号の凡例を記入する。

2. 記号

(1) 等深線

等深線の描画は、収集した図面資料からの移写により行う。

移写資料は、原則として、海上保安庁水路部刊行の「沿岸の海の基本図」を使用し、

該当する図面のない海域については海上保安庁水路部刊行の「海図」等を使用する。

基本水準面（低潮線）を 0m とし、低潮線より水深 10m までの範囲の等深線を原図に移写する。遠浅の海で、該当する等深線が地形図外にはみでる場合は、フィルムまたはトレーシング・ペーパーを原図に継ぎ足し移写する。地形図外で独立する水深 10m 以浅の浅礁については移写しない。

等深線の表現については以下のとおりとする。

主曲線（5m ごと）：幅 0.3mm の実線  
 補助曲線（2.5m ごと）：幅 0.2mm の破線  
 間曲線（1m ごと）：幅 0.2mm の実線

海岸が急崖になっていて、海底が急に深くなるようなところで、「沿岸の海の基本図」、「海図」等において 10m の等深線が描画されていない地域に限っては、可能であれば、20m、50m の等深線に移写する。

計曲線（50m ごと）：幅 0.4mm の実線

等深線の適当な場所に等深線数値を表示する。凹地曲線はできる限り表示する。

## (2) 底質

底質の表示は、原則として収集した資料の中からの移写等により行う。

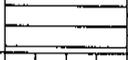
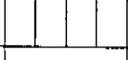
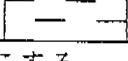
### 1) 作業の原則

移写資料は、原則として、海上保安庁水路部刊行の「沿岸の海の基本図」を使用することとし、該当する図面のない地域については海上保安庁水路部刊行の「海図」等を使用して、それらの図に示された底質情報を移写する。また、干潟分布域及びサンゴ礁分布域については、第 4 回海域生物環境調査結果から、底質情報を移写する。

収集図面において、底質が記号で表示されている場合は、原図の同じ場所に記号で表示し、底質が模様等で面的に表示されている場合は、原図の同じ範囲を模様で表示する。

移写は、点より面的に表示されている図面を優先するものとし、より最新の図面の表示内容を優先するものとする。

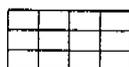
底質の区分及び表現は下表のとおりとする。

底質区分	点的表現		面的表現					
	記号	字体の大きさ (mm 角)	線幅 (mm)	間隔 (mm)	線柄	線種	模様	界線
岩	R	3	0.1	3	45° 斜線	実線		0.1mm の実線
礫	G	3	0.1	3	直径 1mm の丸	実線		0.1mm の実線
砂	S	3	0.1	3	横線	実線		0.1mm の実線
泥	M	3	0.1	3	縦線	実線		0.1mm の実線
粘土	Cy	3	0.1	3	横線	4.5mm の破線		0.1mm の実線

※ 2 種以上の底質で表現する場合は、例えば『砂泥』は以下のようにする。

記号：SM

模様：



2)沿岸の海の基本図及び海図からの移写

「沿岸の海の基本図」及び「海図」における底質区分から上記の底質区分への読みかえは下表のとおりとする。

底質 区分	海上保安庁水路部	
	沿岸の海の基本図	海図
岩	岩(R)	岩(R)
礫	大礫(St)、粗礫(Sn)、 中礫(G)、細礫(Gr)	石(St)、中礫(P) 礫(G)
砂	粗砂(cS)、中砂(S)、 細砂(fS)	粗砂(cS)、中砂(S)、 細砂(fS)
泥	泥(M)	軟泥(Oz)、泥(M)
粘土	粘土(Cy)	粘土(Cy)

3)第4回海域生物環境調査結果からの移写

第4回海域生物環境調査で作成した現存干潟調査票、干潟分布図及びサンゴ礁分布図から以下の区分に従い底質の移写を行う。干潟の底質については、分布域は干潟分布図から分布域界線の移写を行い、底質区分は現存干潟調査票から読みとり、原図上に面的に表示する。

底質 区分	第4回海域生物環境調査	
	現存干潟調査票	サンゴ礁分布図
岩		沈水裸岩、干出裸岩
礫	礫	れき底
砂	砂	砂底
泥	泥	泥底
粘土		

サンゴ礁分布図における生育サンゴ群集、死サンゴ、海草、海藻等は、底質ではないので移写の対象としない。

4) その他の収集図面からの移写

その他の収集図面からの移写は、以下の参考区分例に従い行う。

底質 区分	北海道水産部	国土地理院	
	北海道漁場図	沿岸海域地形図	沿岸海域土地条件図
岩	岩、てん石	岩石、熔岩	
礫	粗礫、細礫	大礫、中礫、礫、細礫	
砂	粗砂、中砂、 細砂	粗砂、中砂、細砂	
泥	泥	シルト、ヘドロ	
粘土		粘土	

「沿岸海域地形図」及び「沿岸海域土地条件図」の火山噴石、軽石及びスコリアについては、底質移写の対象としない。

(3) 人工構築物の追加・修正

収集した人工構築物についての資料をもとに、最新の地形図以降の突堤、離岸堤等の人工構築物の経年変化状況（新たな建設、設置位置の変更等）を地形図の表現に準じ、従前の描画線等をカッター等を用いて削除の上、幅 0.3mmの線で追加・修正表示する。

(4) 海域名・海域コード区分・海域界

浅海域分布図参考例にならい、全浅海域分布図に必ず「海域名」及び「海域区分コード」（別冊「海域区分コード一覧」及び「8海区・海域区分図」参照）を記入する。海域区分の界線は、浅海域分布図参考例にならい幅 0.5mmの実線で、海岸線に直交する方向に、海岸線から最深の等深線よりさらに沖へ図上 5cm程度延長して描画する。

(5) 市町村界等

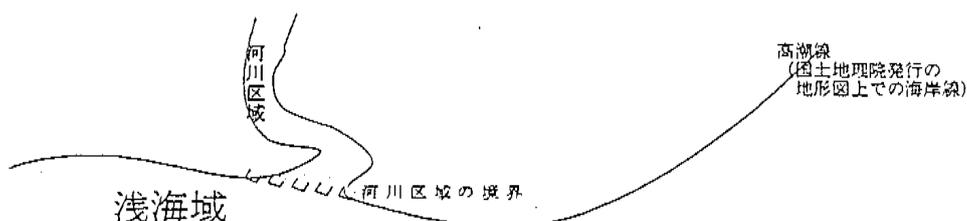
浅海域分布図参考例にならい、地形図と同じ表現で、海岸線に直行する方向に、陸域の市町村界を幅 0.1mmの ----- 線で、都道府県界を幅 0.1mmの <math>\times\times\times\times\times</math> 線で海側の最深の等深線よりさらに沖へ図上 5cm程度延長して描画する。

市町村界と海岸線との交点の海側の市町村界の両側に、行政コードを記入する。

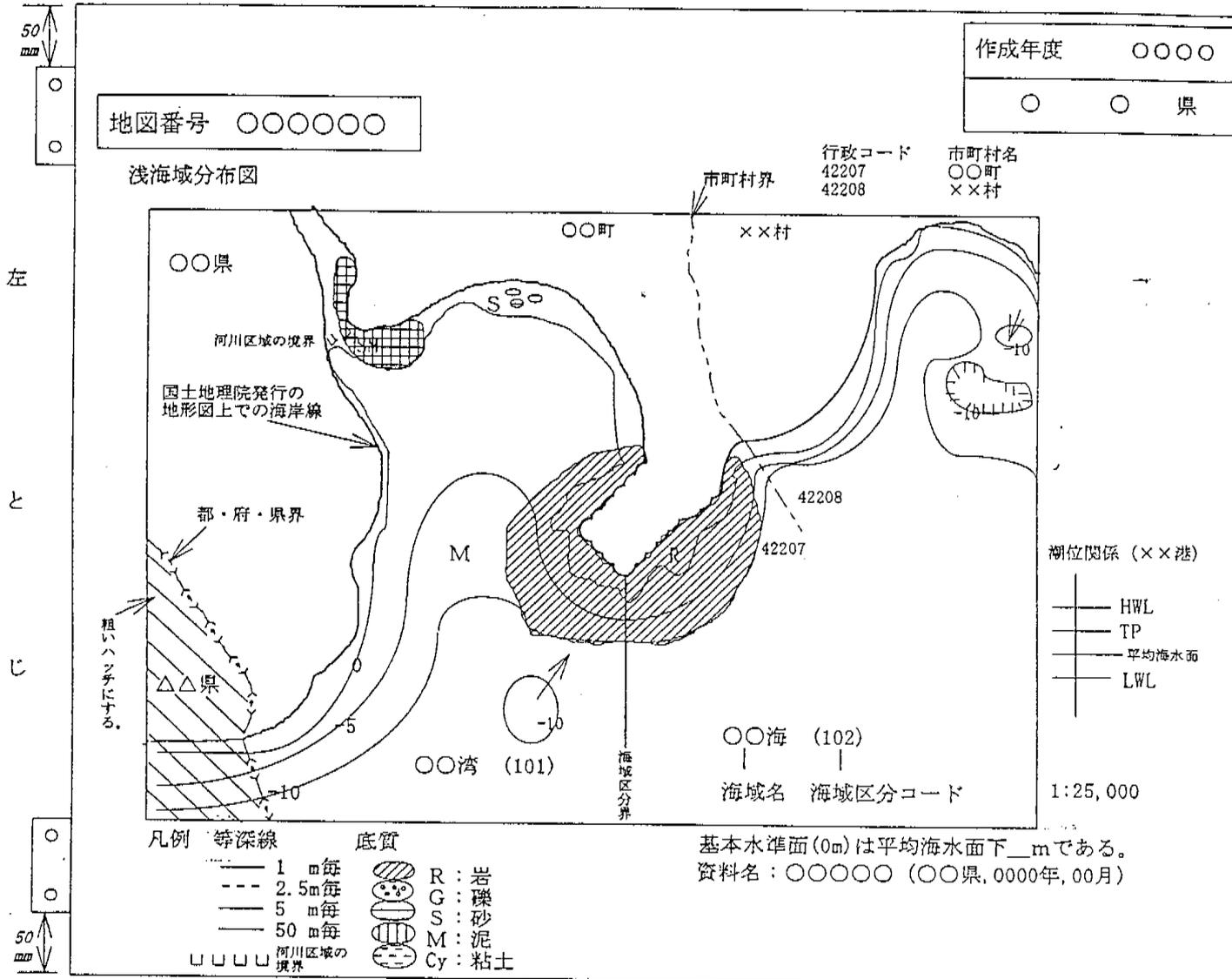
(6) 河川区域の境界

浅海域分布図参考例にならい、河川台帳図等の資料を参考に、河川区域の最下流部を河川区域と浅海域との境界とし、幅 0.1mmの □□ 線を地図上に描画する。但し、河川区域が不明な場合には、高潮線を直線的につないで代用しても良い。

例



<浅海域分布図参考例>



<別紙 2 >

浅海域分布図帳作成要領

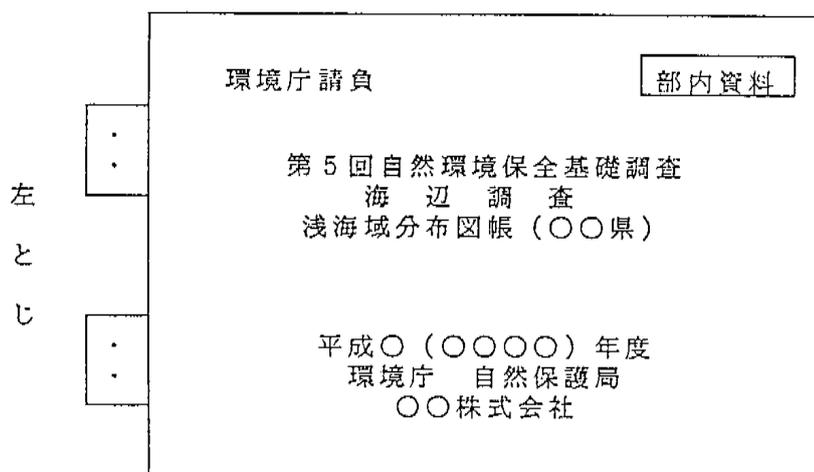
浅海域分布図帳は、都道府県ごとに作成する。

1. 表紙及び裏表紙

表紙は、縦51cm、横59cmの白の板紙とする。

様式は下図のものとし、タイトルは、黒で記入する。（サインペンによる手書きでよい。）

裏表紙は、厚手のボール紙を使用する。



(注) 一冊に編綴できない場合は分冊としてよいが、適宜一連番号を付すこと。

2. とじ具

各図面の左端にクリップテープ（コクヨ、ター60N等）を用いてとじ代を2ヶ所設ける。

3. 折り込み

図面の継ぎ足しの結果上記のサイズに収まらない図面については、はみ出し部分を透明テープ等で留め、折り込むこととする。

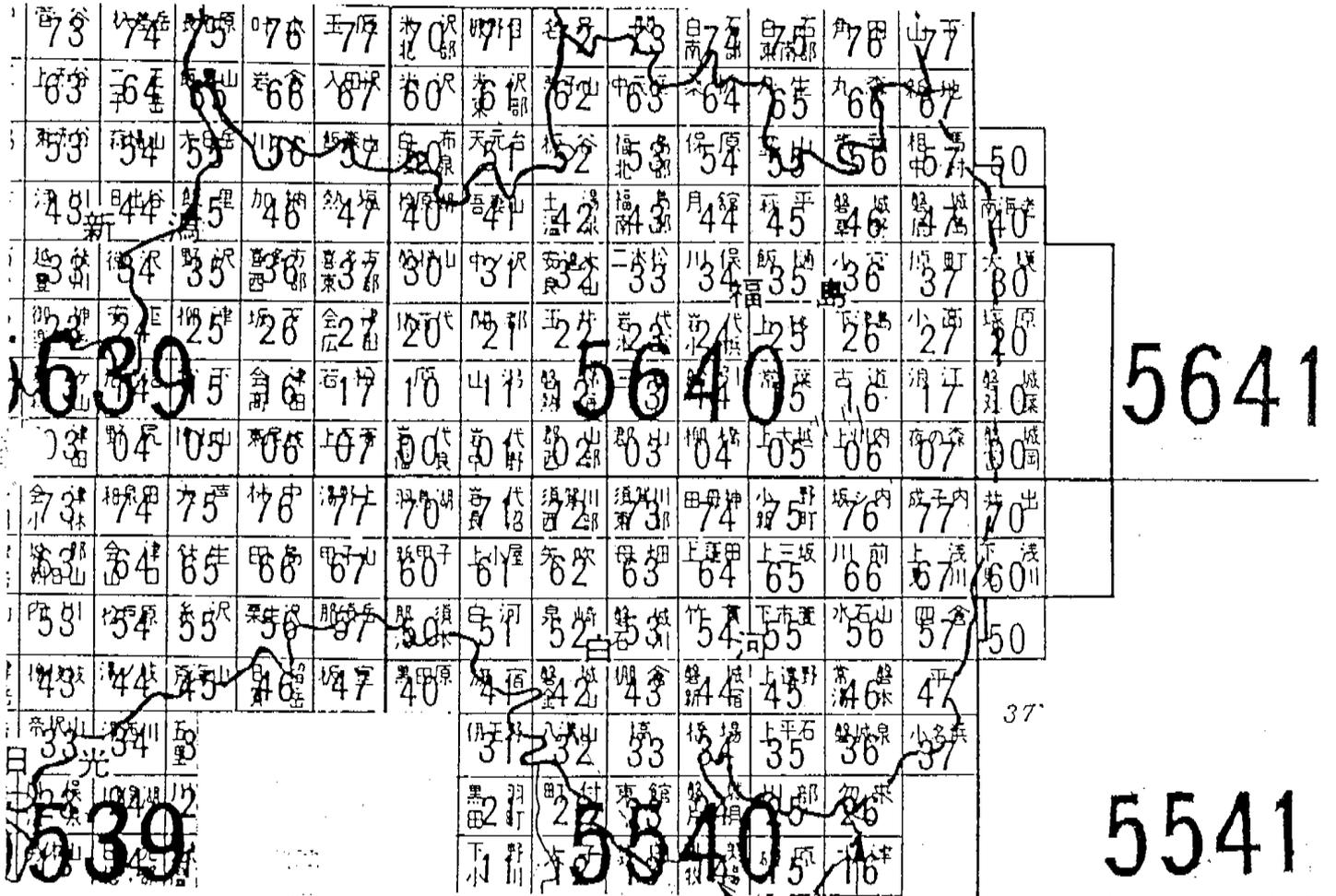
4. 配列

配列は以下の順とする。

- (1) 表紙
- (2) 地図番号図（次頁を参照のこと。）
- (3) 浅海域分布図（地図番号の順とする。）
- (4) 裏表紙

地図番号図（例：福島県）

該当する都道府県を（財）日本地図センター発行「標準地域メッシュコード一覧図」より適宜拡大複写を行い、表紙の裏に貼り付け、地図番号図を作成する。

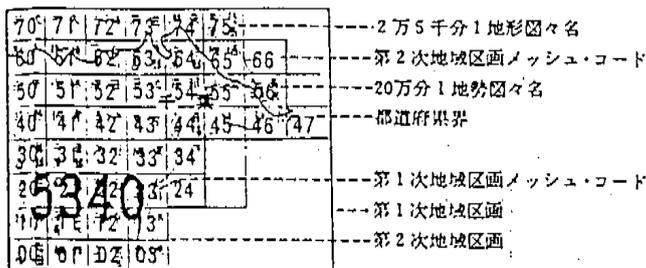


「26」が2次メッシュコード  
「5540」が1次メッシュコード

地図名「勿来」の場合、地図番号は「554026」になる。

- 1次メッシュの範囲とは、一般的には国土地理院発行の1/20万地勢図に相当する。
- 2次メッシュの範囲とは、一般的には国土地理院発行の1/2.5万地形図に相当する。

凡例



<別紙 3 >

浅海域分布調査報告書作成要領

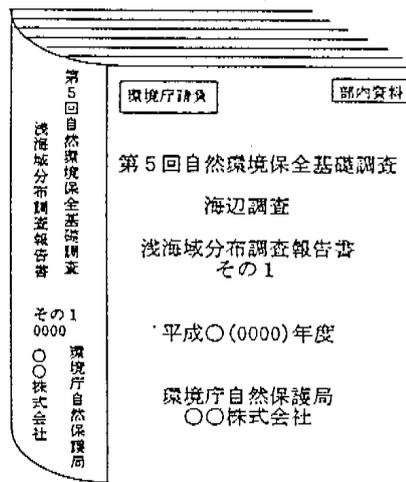
1. 規格

A 4 版、左とじ、横書きとする。

なお、ワープロの場合、1 頁につき 40 行×40 字を原則とする。

2. 表紙及び背文字

表紙（及び裏表紙）は、ブルー、A 4 ファイル（ライオン、No.5108、A4-S等）を使用し、タイトル、背文字等を下図の様式により記入する。文字は黒サインペンの手書きでよい。



(注) 一冊に編綴できない場合には分冊とし、表紙に適宜分冊番号を付すこと。

3. 配 列

報告書における各項目の配列は以下のとおりとする。

(0) 目次

(1) 調査実施方法の概要

(2) 各都道府県の浅海域分布等

1) 〇〇県の浅海域分布等

① 〇〇県の浅海域分布等

② 浅海域分布一覧表

2) △△県の浅海域分布等

①

②

〈 〇〇県 〉 < 該当都道府県 >

(3) 資料リスト

(4) 調査担当者名簿

#### 4. 調査結果とりまとめの方法

##### (0) 目次 (略)

##### (1) 調査実施方法の概要

資料収集、図面作成の方法及び面測方法について記述する。

##### (2) ~ (40) ○○県の浅海域分布等

海辺調査の対象域を擁する39都道府県それぞれについて、浅海域の分布状況等を取りまとめる。

##### 1) ○○県の浅海域分布等

○○県における浅海域（海辺中部及び下部）の面積・分布状況及び底質状況について、浅海域分布図等をもとに総括的に記述する。なお、記述は原則として海域区分ごとに行う。

##### 2) 浅海域分布一覧表

以下の例にならい、地図番号順に、浅海域の面積集計結果を地図ごとに各海域に分け、さらに市町村に分けて整理する。

浅海域分布一覧表

地図名	地図番号	海域名	海域区分コード	市町村名	行政コード	浅海域(ha)		
						海辺中部	海辺下部	合計
熱海	523950	相模湾	503	真鶴町	14383	22.1	100.2	122.3
熱海	523950	相模湾	503	湯河原町	14384	38.4	30.5	68.9
三浦・三崎	523955	東京湾	502	三浦市	14210	22.3	303.1	325.4
三浦・三崎	523955	相模湾	503	三浦市	14210	38.1	350.0	388.1
小田原南部	523961	相模湾	503	小田原市	14206	25.2	136.7	161.9
秋谷	523964	相模湾	503	横須賀市	14201	20.3	50.4	70.7
秋谷	523964	相模湾	503	三浦市	14210	40.1	200.2	240.3
秋谷	523964	相模湾	503	葉山町	14301	5.3	80.4	85.7
浦賀	523965	東京湾	502	横須賀市	14201	10.0	90.1	100.1
浦賀	523965	東京湾	502	三浦市	14210	40.3	100.4	140.7
浦賀	523965	相模湾	503	横須賀市	14201	—	35.2	35.2
川崎	533925	東京湾	502	川崎区	14131	—	50.3	50.3
東京国際空港	533926	東京湾	503	川崎区	14131	—	20.4	20.4
合 計						400.3	10000.5	10400.8

##### (注意)

(1) 水深10mの等深線がなく、水深20m、50mの等深線が描画されている急崖地形のような区域については、浅海域面積は「0」とする。

(2) 海辺中部（潮間帯）については、高潮線と低潮線の間の区域を面測する。ただし、高潮線と低潮線の幅がなく面測不可能な区域については「0」とは記入せず

「-」と記入する。

- (3) 海辺下部については、低潮線と水深10mの等深線間の区域を面測する。
- (4) 浅海域の合計欄には、海辺中部と海辺下部の面積の合計を記入する。
- (5) 単位はhaとし、数値は小数点以下第1位まで記入する。

### 3) 浅海域分布一覧表 (市町村別)

以下の例にならい、2)浅海域分布一覧表をもとに、行政コード番号順に市町村ごとの浅海域の面積を集計する。

浅海域分布一覧表 (市町村別)

市町村名	行政コード	海域名	海域コード	浅海域(ha)		
				海辺中部	海辺下部	合計
鶴見区	14101	東京湾	5 0 2	45.2	20.3	65.5
神奈川区	14102	東京湾	5 0 2	5.1	40.7	45.8
横浜市 (小計)	14100	東京湾	5 0 2	80.2	200.3	280.5 (注1)
川崎区	14131	東京湾	5 0 2	30.6	100.1	130.7
横須賀市	14201	東京湾	5 0 2	40.3	200.3	240.6
横須賀市	14201	相模湾	5 0 3	20.2	85.0	105.2
横須賀市 (小計)	14201			62.7	502.3	565.0 (注2)
平塚市	14202	相模湾	5 0 3	60.1	200.1	260.2
湯河原町	14384	相模湾	5 0 3	38.3	30.4	68.4
合 計				400.3	10000.5	10400.8

(注1) 指定都市 (例:横浜市、神戸市) の区については、特別区ごとの集計を行い、小計として指定都市全体の浅海域の面積を計上する。

(注2) 複数の海域にまたがる市町村 (例:横須賀市、三浦市) については、海域ごとの集計を行い、小計として市町村全体の浅海域面積を計上する。

### 4) 浅海域分布一覧表 (海域別)

以下の例にならい、3)浅海域分布一覧表 (市町村別) をもとに、海域コード番号順に海域ごとの浅海域の面積を集計する。

浅海域分布一覧表 (海域別)

海域名	海域コード	浅海域(ha)		
		海辺中部	海辺下部	合計
東京湾	5 0 2	150.1	3000.3	3150.4
相模湾	5 0 3	250.2	7000.2	7250.4
合 計		400.3	10000.5	10400.8

(41) 資料リスト

調査で参考にした資料・文献について記載する。

資料番号	著者名	発行年	資料名
1	海上保安庁水路部	1979	沿岸の海の基本図「相模湾」 (1/50,000)
2	海上保安庁水路部	1973	沿岸の海の基本図「浦賀水道」 (1/50,000)
3	神奈川県	1993	横須賀港湾深淺測量 (1/5,000)

地図の場合は、縮尺を記入すること。

(42) 調査担当者名簿

調査に従事した者全員について、氏名、所属及び担当分野を記入する。

番号	氏名	所 属	担 当 分 野
1	海辺 太郎	〇〇株式会社 環境部	浅海分布図作成
2	磯野 波子	〇〇株式会社 環境部	資料収集





